

五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関する事項。

六 原子力利用に関する試験研究の助成に関する事項。

七 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練(大学における教授研究に係るもの)を除く)。

八 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関する事項。

九 その他原子力利用に関する重要事項に関する事項。

(決定の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(勧告)

第四条 委員会は、原子力利用に関する重要な事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

(資料提出の要求等)

第五条 委員会は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

(委員長)

第七条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、公務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

(委員の任命)

第八条 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

2 委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。

(委員の給与)

第十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の失職及び罷免)

第十三条 委員は、在任中の各号の一に該当する行為をしてはならない。

14 条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的な政治運動をすること。

二 委員のうち二人は、非常勤とする。

(委員の失職及び罷免)

第十一条 委員は、第八条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができます。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障がある場合においては、第七条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行なうものとし、第二項の規定によれば、委員長の決するところによるとみなす。

1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

ただし、第八条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、

2 この法律施行の後最初に任命される委員の任期は、第九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については一年六月、二人については三年とする。

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 原子力委員会の常勤の委員

14 条 第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 原子力委員会の非常勤の委員

合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は實利事業を営み、その他金銭上の利益を目論むとする業務を行なうこと。

○正力國務大臣 それでは私から説明いたします。

今回提出いたしました原子力委員会設置法及び総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を説明いたします。

原子力の研究、開発及び利用を促進し、国民の福祉に役立たせることは、今日のわが国にとってきわめて緊急を要し、かつ重要な問題であります。しかし、わが国におけるこれら原子力に関する行政を所掌する行政組織は、いまだ整備を見るに至らず、強力かつ総合的に推進する機関を急速に設ける必要に迫られているのであります。申すまでもなく、原子力利用に関する行政は、できるだけ民主的な運営をはかることが必要であると考えられますので、政府といたしましては、この際、総理府に強力な合議制による委員会を設けることとし、あわせてその決定を尊重して、原子力利用に関する行政を総合的に推進する担当部局として同じく総理府に原子力局を設けることとし、これがため、必要なこれら二つの法律案を提出いたした次第であります。

次に、原子力委員会設置法案の内容につきまして、おもな点を説明いたします。

まず、委員会の所掌事務は、原力子の研究、開発及び利用に関する政策、関係行政機関の施策の総合調整、関係各行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画、試験研究の助

成、核燃料物質及び原子炉の規制、障害防止の基本、研究者、技術者の養成、訓練等原子力利用に関する重要事項について企画し、審議し、決定することを目的とします。しかして、委員会がこれらの方針を決定したときには、内閣総理大臣は、これを尊重しなければならないこととなつております。また、委員会は、所管の重要な事項

について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各行政機関の長に勧告することができるところとなっております。

が、本委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長は、國務大臣を得て、内閣總理大臣が任命し、委員の任期は三年といたしております。さるに、委員の身分保障につきましては、禁治産、準禁治産の宣告を受けたとき、禁固以上の刑に処せられたとき及び心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、または委員がたるに適しない非行があると認められた場合のほかは、在任中、その意に反して職を失つたり罷免されることはなしことといったしました。また、常勤の委員は、原則として、報酬を得て他の職務に従事し、または當利事業を當み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うことは禁止されておりま

えを伺いたいと思ひます。
あらんこと
て政府の説
。質疑の通
れを許しま
員長にお願
ですが、御
か。——で
なりまする
たいと思ひ
心を願いたいと思ひます。
○正力国務大臣 ただいまのお話
もつともありますて、原子力基
本法も今度いよいよ議員提出で出
とになりましたので、おそらくは
ことになつたのであります。幸
が順当かもしませんが、基本法
いていろいろ論議がありましたの
とりあえず早く委員会を作らうと
金画函長官
ですが、御
か。——で
なりまする
たいと思ひ
員提出で出るということなんです
政府の大臣といふよりは、自民党
袖である正力さんに伺いたいので
れども、出すという決定があつた
ですが、いつお出しになるのか。
点がおわかりだつたら、一つ御報
いたいと思ひます。
○成田委員 今のお話を、基本法
明で、原子
喫緊の要務
だと思ひま
、わが国に
整備を見る
行政を所
こういう提
で原子力委
れもごもつ
、私たちか
ないかと思
組織を確立す
れほど大き
ハ、開発計画
においては原子
解もあり質問
の行政組織その
行政組織その
法律と申しま
るるのであり
大臣のお考
れるかとい
て、本末逆に
ります。

○成田委員 今の副長官のお話は、私の解釈では、政府提案として通常国会へ出したいたいと思っておった、しかしながら、臨時国会にも出すべきであるといふ強い意見があつた、政府としては間に合わない、しかし、幸い議員立法がなされた、こういう御答弁であつてあるんだ、こういう御答弁であつたと思いますが、それでよろしくどうぞいますか。

○田中政府委員 もちろん、政府としても、臨時国会にできれば基本法も出したいと思って、いろいろ努力をいたしたのでござりまするが、どうしてもそれが実際問題として不可能な状態になつたのですから、やむを得ず、行政機構である、受け入れ態勢である原子力委員会とそれから原子力局と、この二法案を提出いたしたわけでございます。

○成田委員 その点については、先ほど正力さんもお認めのよう、行政組合法だけではだめだ、まず基本法までやらなければならぬ、こういうことで政府としても基本法の提案を考えておつた、しかしながら、それができた

侍っているんだ。こういうお話がありまして。その点私は正力さんの言われた通りであると思うのですが、ただ、正力さんの見込みでも、議員立法で出るとしても、あと一両日かかるとすれば、どうしたって国会の審議の期間はないわけなんです。こういう基本法を通さずして、審議しないで、正力さんは自身お認めのように、行政組織の法案、いわば下部の法案ですね、こういふものを審議されるということが、正力さん自身お認めなんだが、おかしい。ぜひとも基本法を早く出していただきたい。出す用意を今超党派的にやっているらしいのですが、それでも、正力さん自身お認めのように、あと二日かかるとすれば、これは審議でききないので。こういう重要な基本法を審議せずして、この法案だけを先に通すという今の副長官の御答弁は、私は納得できない。これは私だけじゃないと思う。国民全部がそうじゃないかと思う。そういう意味で見込みをはつきり言つていただきたい。審議できるのかどうか、担当大臣の御答弁を承わりたい。

う今明日中にその全貌がはつきりした
して参りますから、大体たまに政府
から提案いたされました原子力委員会
の設置法の態様が全部原子力基本法に
盛り込まれておるということを、一つ
御了承願いたいと思うのであります。
○成田委員 今の齋藤次官の御答弁も
正力さんの御答弁も、大体内容は同じ
だと思うのです。一両日中にお出しに
なるといふわけですね。そこで、
私が申し上げましたように、一両日中
に出たのでは、十分に審議ができない
のではないか。私たちの党は、大体原
子力の基本法に対する構想といふもの
について、齋藤さんも非常に御努力
なすつたらしいのですが、原則として
は承認しよう、原子力の平和利用につ
いては保守党以上に社会党が積極的で
あるというふことを、ここに証明してお
るわけなのです。ただ、この法案が出来
ないで、組織法だけを先にお出しにな
る。さらにもた、これは経済企画庁長
官にもお伺いしたいと思うのですが、
濃縮ウラン受け入れ協定を非常にお急
ぎになつておる。いわゆる基本法審議
をやつてから、協定なりあるいは行政
組織の設置法、こういふものを考える
のが国会の審議の常道だと思う。ただ、
一両日中にお出しになつた場合に、果
して間に合うかどうかという疑問を私
持つておるわけです。先ほど何回も申
しましたが、十三日、十四日に出て
本来ならばもう衆議院を通じて参議
院に行つていなければ、参議院は、あと
二、三日の審議期間しかないのでですか
ら、事实上審議ができないのじやない
か。ことを心配しているのですが、そ
の点について御心配ないというように
お考えになりますか。

○齋藤政府委員 先ほども申し上げました通り、本來のあり方は成田委員の仰せられる通りにあるべきはずだと私も考えておるのであります。しかし、これは御承知の通り漸く構想を練つて決定しなければならない問題でありますために、原子力委員会設置法案を提案いたしますとともに、これは、各方面との折衝過程においていろいろ問題があつたり、また新しい問題でございますから、そのあたり方にについていろいろな意見も出ましたので、この原子力基本法との共同的なあり方について相当に問題がありましたために、共同提案すべき原子力基本法が少しおくれたと申します。前にも申しました通りに、原子力委員会設置法案の内容と原子力基本法案の内容とは全くうらはらのものでございまして、これは私を御信頼願えれば大へんけつこうだと思いますが、共同提案いたされますと、この原子力委員会の設置法案と全く軌を一にする基本法なのでございません。それでございますから、基本法にはその他の問題も含んでおりましようが、原子力委員会設置に關する限りにおきましては、全く同一の趣旨において基本法が作られて、これは共同提案になるのでございますから、そういうことを前提として、これは本筋でないでございましょうけれども、本日原子力委員会設置法案に対して御審議を進めて下さることができますれば、大へん幸いだと存ずるのであります。

設置法あるいは原子力局を設ける法案、これはうらはらの関係で矛盾がない、こういうお話をあつたのですが、必ずしもそうじゃないと思うのです。その問題については後ほど御質問申し上げたいと思うのですが、その前に、国会における審議のあり方として、基本法が出ないで、基本法を受けた法案を審議するということは、私はおかしいと思うのです。しかも、齊藤さんの言われるよう、必ずしも一致したものではない。そこに矛盾があると私は思うのです。そういう意味で、法案の審議の取扱いとして政府の方で非常にお急ぎのようですが、私は、政府自身お認めのように、まず基本法をやらなければならぬ、こういう考え方なんですから、基本法の審議が終るまでは、設置法なりあるいは行政組織法の一部改正法案の審議は一つ延期していただきたい。審議されることはいいですが、最後の結論を出るのはそれまでお待ち願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

もつて基本法が出て参りますから、今原子力委員会設置法案をめぐって、これはどうあるべきであるとか、こうなればならぬとかいう御審議をお進め思つておるので。もし、その御審議をお進めになつておる過程においても、なおかつ基本法が共同提案の形において出てこない。こうしたことございましたならば、直ちに審議を停止せられるなり、そういう御要求があつてしまふべきだと思うのであります。

院を通過させて、その実現をはかりたいと考へております。と同時に、原子力基本法も、相なるべくはこれにおくれるような審議過程をたどりて両院を通過してもらいたい、さように考えています。

○成田委員 今まで、政府が、御説はごもつともと抨撃して努力しますと言つて、努力したことではないのです。本末は逆になつてゐると思う。設置法は臨時国会を通したい、基本法はできるだけ通したいが、やむを得ない場合には通常国会に回すといふ御答弁らしいが、それは逆なんです。基本法だけはぜひとも臨時国会を通すべきだ、設置法も通すべきだが、できない場合には通常国会に持ち越す、これが当然のあり方だと思うが、どうでしょうか。

○齋藤政府委員 原子力委員会設置法案は、政府が国会に提案をいたしたのでござりますから、政府の責任においてもぜひひとこれは両院を通過せしめたいと考えておるのであります。ただいまの情勢では、原子力基本法は議員共同提案でござりますから、これは議員各位におかれまして十分急速に御審議を賜つて、原子力委員会設置法案におくれざるスピードをもつて両院を通過せしめるよう努められれば、はなはだ幸いだと考えます。

○成田委員 あまりこの問題にばかりこだわつては、あと時間がありませんから、ただ一つ伺います。設置法は、政府提案だから、政府としてはぜひ臨時国会で通したい、基本法は超党派の議員立法だから議員にまかず、こいつのお話ですが、これもまた少し無

理があると思う。齋藤さん自身、また正力さんもお認めのように、基本法をお通してもらいたい、さように考えておるのであります。お説は十分ごもつともだと私は抨撃いたしておるのであります。

○成田委員 今まで、政府が、御説はごもつともと抨撃して努力しますと言つて、努力したことではないのです。本末は逆になつてゐると思う。設置法は臨時国会を通したい、基本法はできるだけ通したいが、やむを得ない場合には通常国会に回すといふ御答弁らしいが、それは逆なんです。基本法だけはぜひとも臨時国会を通すべきだ、設置法も通すべきだが、できない場合には通常国会に持ち越す、これが当然のあり方だと思うが、どうでしょうか。

○齋藤政府委員 原子力委員会設置法案は、政府が国会に提案をいたしたのでござりますから、政府の責任においてもぜひひとこれは両院を通過せしめたいと考えておるのであります。ただいまの情勢では、原子力基本法は議員共同提案でござりますから、これは議員各位におかれまして十分急速に御審議を賜つて、原子力委員会設置法案におくれざるスピードをもつて両院を通過せしめるよう努められれば、はなはだ幸いだと考えます。

○成田委員 あまりこの問題にばかりこだわつては、あと時間がありませんから、ただ一つ伺います。設置法は、政府提案だから、政府としてはぜひ臨時国会で通したい、基本法は超党派の議員立法だから議員にまかず、こいつのお話ですが、これもまた少し無

分されておりまする原子力に関する予算をもつてまかなつていかなければなりません。出せなかつたのは政府の責任だ。その基本法を出すべきものを出さないで、ただそりやう設置法だけ出して、これは出したからこれだけは通すといふ政府の考え方は一方的だと思います。そこで、私たちは、党の希望なり考え方として、やはり同時に並行的に審議する、同時に結論を出す、こういふことでこの問題は取り扱いたい。これが私たちの考え方であるということを申し上げておきたい。

次に、内容について二、三お尋ねしたいと思います。先ほど、齋藤さんは、超党派で考えておる議員立法の基本法とこの二法案との関係は矛盾がない、こういうお話をされたのですが、その点について一、二疑問があるのです。この委員会設置法の第二条三号に「関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画」に関することがあります。この委員会設置法の第二条三号に「関係行政機関の原

委員会の決定する方針に基き、総理府の御質問は、この原子力基本法を策定して参ります過程における資料でお読みになりますが、最後決定の案にはそれが載つておらぬのであります。最後案として決定を見ておられますのは、十二月八日の原子力基本法案といふのがあります。そして、それにまだお読みになりました条項には触れておらぬであります。

○成田委員 予算という字を使わなくして経費という字を使つたといふのですが、ただ表現を変えられただけなので、それとも、最初の御説明のようすか、それとも、最初の御説明のように、当然予算についても原子力委員会が決定権を持つんだ、しかしながら、現在ではまだそういう段階でないから、一応経費という段階にとどめた、こういふ御説明なのですが、どちらでござりますか。

○齋藤政府委員 この原子力委員会のことを意味するのでございまするが、現実の状態においては経費という字を使った方が妥当ではないかといふこと、経費という字を使つたのであります。それでございまするから、この法律用語といつてしましては、経費という字を使いましても、これはやはり予算の見積り配分を行う意図であると御了察願いたいと思うのであります。

○成田委員 そうしますと、齋藤さんなどございまするが、ただいま現実の問題といつてしましては、もうすでに予算の見積り配分を行つたように聞いておるのであります。

○齋藤政府委員 最後の案は、第六条に「原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。」かように訂正いたしてありますので、ただいまの成田委員の御質問とちよつと違つたようになっておるわけであります。

○成田委員 二転、三転、四転しておきましたように、当初、この基本法におきましては、関係各行政機関の原子力利用に関する経費を総理府の予算に一括計上いたしまして、それを各省に移しかえるという措置をとつたらどうかといふ有力な御意見があつたことは事実でございます。政府におきましては、これを今すぐやるかどうかといふ点につきまして、いろいろ開議で御検討なされました結果、科学技術庁ができるおらない今日の状況のもとにあっては、そこまでいくのは時期尚早であろうということで、それでは関係行政機関の原子力利用に関する予算の統制

をどの程度やるべきかといふ点につきまして御審議願しました結果、前の国会でございましたが、その関係各行政機関在総理府に航空技術審議会というものがございまして、これはやはり航空技術に関連する官庁がたくさんあるのでございますが、その関係各行政機関が、航空技術に関する研究のために、いろいろ必要な経費をそれぞれの関係各省の予算として計上いたします場合に、それについて内閣総理大臣が連絡調整する。こういう規定ができるております。それから、すでに前からござります科学技術行政協議会におきまして、やはり一般の技術に関する予算上の経費について連絡調整するという機能を持つておるのでございまして、ただいま提だいまのところではこの程度のことをやるということにいたしまして、将来科学技術庁ができた際に、それを一括計算いたしまして各省に振りかかる。

こういう措置を新たに考えたらどうか

ということになりましたして、ただいま提

案いたしております条文としては、

「原子力利用に関する経費の見積及び

分配計画」という言葉を使ったわけでござりますが、関係行政機関の経費でございまして、これはもちろん予算に計上させられる経費でございます。

従つて、その程度の予算に関する統制を原子力委員会並びに原子力局でやる、こういう趣旨でこの条文を書いた

規定期を設けられた。しかし、将来は予

算に関する決定も科学技術庁でやりた

い、こういう御答弁であったと承わり

ます。そこで、問題になるのは、もうすでに御承知のように、学術会議の方で——今度の原子力委員会設置法をございましたが、基本法では、平和利用だ、あるいは学術会議の唱えております三原則の線をうたっている。しかしこれはそれと矛盾するのではないか。予算の配分まで原子力委員会で御決定になると、それは大学における研究の自由を奪われるのではないか。

したが、一昨日でしたか、政府に対してもするという新聞報道を私は見たの

ですが、これについてその後の経過はどうなっておりますか。また政府の御所見を一つ承りたいと思います。

○齋藤政府委員 大学におきます経費は、これは従来通り文部省の予算に計上されておりますが、しかし、その他

平和利用ということを基礎として、敵重な平和利用の範囲を出でざるよう

原子力のすべての問題を見ていかなければならぬらしいというような関係から、

特に原子力問題に関する予算は一括して計上し、そうしてこれを各省に配分

思ひます。今度の経費の程度ならば大学をして、原子力問題のあり方というも

のに対して常に原子力局、原子力委員会がその目的を逸脱しないように取り

上げましたのは言葉が足らぬようでございましたから、もう一度、大学の講

座や本来の研究は、文部省の系統として独自にこれは予算の提案をされるの

研究の自由を侵すことはないだろ

う、こういう政府委員の御答弁です。そ

の研究の自由を侵すことではないだろ

うな方法で御決定になるのですか、それを承わりたい。

○齋藤政府委員 大学の経費は、先ほどから申し上げております通りに、これは研究の自由を確保するために文部省予算の中に入る。ただし、何べんも申し上げます通り、原子力といふもきりとした問題を取り扱って、これが各省にまたがるような問題に対しましては、原子力委員会が、いろいろ審議をいたしまして、その予算を一括計上していただきたい、こう考えております。

○成田委員 大学に関する文部省の予算一本でおやりになるというお話を聞くのですが、最後の基本要綱の決定は、別に法律で定める、こうなつておりますが、それまでにいく過程として、原子力関係の予算といふのはすべて総理府に一括計上する。こうなつておいら、最後には、法律で別に定める、こうなつたのですが、そういうものの考え方方はなくなつた、こう解釈してよろしくおかけます。

○齋藤政府委員 時期的にいろいろな変化がございましたけれども、たゞいままでの御説明を申し上げました通りに、研究の自由といふものはあくまでも確保するというのが、原子力に対する政府の考え方であります。原子力委員会が設置されたからとか、あるいは原子力局ができたらといつて、大学の研究の自由が侵されることはないと思います。

○成田委員 物の考え方として、研究の自由をお認めになつていることはわかつてゐるのです。ただ、予算的な措置いかんによつては、研究の自由が侵されるのではないか、こういうことを心配して申し上げているのですが、特

に今までの基本法の立案の過程において、原子力関係の費用といふもの是一となつて、最後には、別に法律で定めることがある以上は、やはり大学の研究の自由は予算の面から侵されるのじやないか、そこを心配して申し上げて、それで、たゞ、希望として自分はこう考へておられるといふんじやなしに、予算の面においてもこうするのだから心配しないのだ、こういうはつきりした御答弁を願いたい。

○齋藤政府委員 原子力に関する予算、こう一口にわれわれが申しておりますのは、核燃料物質の調査、開発、製鍊、あるいはその他研究用の原子炉をどこにどういふうにして作るとか、将来原子力発電炉をどうして作るとか、直接原子力を一般に利用するという面に関する予算などということに重点を置いたのでございまして、大学におけるところの原子力の研究に使ら予算は、従来通り文部省一本でもつてやつてくるのでござりますから、大学における原子力全般に関する研究に何らの拘束、支障を来たさることは私はなと思ひます。

○成田委員 重大問題ですから、はつきりさせていただきたいと思うのであります。今までの基本法の立案過程において、今の研究の問題にはおかれにならなかつたと言われるのです。それは絶対にないと思います。

○成田委員 物の考え方として、研究の研究、開発及び利用に関する諸経費は、原子力委員会の決定する方針に基き、総理府の予算に一括計上する。これは別に法律で定めるとなつております。

○成田委員 重大問題でござりますから、はつきりさせていただきたいと思うのであります。今までの基本法の立案過程において、今の研究の問題にはおかれにならなかつたと言われるのです。それは絶対にないと思います。

○成田委員 物の考え方として、研究の研究、開発及び利用に関する諸経費は、原子力委員会の決定する方針に基き、総理府の予算に一括計上する。これは別に法律で定めるとなつております。

○正力国務大臣 初めからその点は変わりません。大学が研究することについてお答えしますと、結局問題は振り出しへ決して何も干渉いたしません。自由であります。それにより文部省がとる予算は、大学の自由で、制限を受けないようになります。

○八木昇委員 ちょっとと関連して。先ほどから成田委員との質問応答を聞いておりますと、結局問題は振り出しへ最初に成田委員が言われたようない点に関連してくると思うんです。というのは、原子力基本法の中に、原子力委員会という項を当然うたわれるわけでしょう。そして、その中に、この目立つておられるところの原子力の研究に使ら予算は、従来通り文部省一本でもつてやつてくるのでござりますから、大学における原子力全般に関する研究に何らの拘束、支障を来たさることは私はなと思ひます。

○成田委員 重大問題でござりますから、はつきりさせていただきたいと思うのであります。今までの基本法の立案過程において、今の研究の問題にはおかれにならなかつたと言われるのです。それは絶対にないと思います。

○成田委員 物の考え方として、研究の研究、開発及び利用に関する諸経費は、原子力委員会の決定する方針に基き、総理府の予算に一括計上する。これは別に法律で定めるとなつております。

○成田委員 重大問題でござりますから、はつきりさせていただきたいと思うのであります。今までの基本法の立案過程において、今の研究の問題にはおかれにならなかつたと言われるのです。それは絶対にないと思います。

○成田委員 物の考え方として、研究の研究、開発及び利用に関する諸経費は、原子力委員会の決定する方針に基き、総理府の予算に一括計上する。これは別に法律で定めるとなつております。

○正力国務大臣 先ほど申し上げました通りに、原子力に関する委員会を設けましても、大学の研究には干渉いたしません。それはどこまでも自由であります。予算につけても、それは文部省がとることについて干渉いたしません。〔「そこで基本法の内容が問題になるんですよ」と呼ぶ者あり〕そうします。それがらなおこの委員会を作ることについての規定と題旨に反することは、私はたゞいま拝見いたしましたのであります。予算につけても、それは文部省がとることについて干渉いたしません。〔「そこが論議になつておる」と呼ぶ者あり〕なつておられました。こうなうことになつてくれれば、結局は基本法の審議というものを最初に十分にやらぬといふと、ここで原子力委員会の設置法について論議をしていても、どうも論議にならぬのじやないかといふ議論をさつきから感じておるんです。その点についてもう一回明快な御見解を御表明願いたい、というの一つ。それから、もう一つは、少くとも、東大の矢内原学長とか、学界のそうそつたるメンバーの方々が大きな疑義を持っておられる学校におけるところの原子力研究の予算に関連して、

○成田委員 重大問題でござりますから、はつきりさせていただきたいと思うのであります。今までの基本法の立案過程において、今の研究の問題にはおかれにならなかつたと言われるのです。それは絶対にないと思います。

○成田委員 物の考え方として、研究の研究、開発及び利用に関する諸経費は、原子力委員会の決定する方針に基き、総理府の予算に一括計上する。これは別に法律で定めるとなつております。

○成田委員 重大問題でござりますから、はつきりさせていただきたいと思うのであります。今までの基本法の立案過程において、今の研究の問題にはおかれにならなかつたと言われるのです。それは絶対にないと思います。

○成田委員 物の考え方として、研究の研究、開発及び利用に関する諸経費は、原子力委員会の決定する方針に基き、総理府の予算に一括計上する。これは別に法律で定めるとなつております。

○成田委員 重大問題でござりますから、はつきりさせていただきたいと思うのであります。今までの基本法の立案過程において、今の研究の問題にはおかれにならなかつたと言われるのです。それは絶対にないと思います。

○成田委員 物の考え方として、研究の研究、開発及び利用に関する諸経費は、原子力委員会の決定する方針に基き、総理府の予算に一括計上する。これは別に法律で定めるとなつております。

○齋藤政府委員 ただいま原子力委員会が原子力基本法によって決定されたのであるというお話をございましたが、原子力基本法の今までの決定いたしました結論は、先ほども申し上げました通りに、原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律でこれ明確にしていただきたい。

○正力国務大臣 ちょっとと関連して。これまでお考えになつておつた。それをここで最近考え方があつたのか。少なくとも、大学の原子力の研究については、総理府としては予算の面で制約を加えないんだ、こういうふうにはつかり変られたのかどうか、この点を一つ明確にしていただきたい。

○正力国務大臣 初めからその点は変わりません。大学が研究することについてお答えしますと、結局問題は振り出しへ最初に成田委員が言われたようない点に関連してくると思うんです。というのは、原子力基本法の中に、原子力委員会という項を当然うたわれるわけでしょう。そして、その中に、この目立つておられるところの原子力の研究に使ら予算は、従来通り文部省一本でもつてやつてくるのでござりますから、大学における原子力全般に関する研究に何らの拘束、支障を来たさることは私はなと思ひます。

○正力国務大臣 先ほど申し上げました通りに、原子力に関する委員会を設けまして、十分な審議を遂げた上で結果を出すなくちやならぬ、こういうふうに思ひますが、そういうお考へがあるかないか、そこを心配して申し上げて、それで、たゞ、希望として自分はこう考へておられるといふんじやなしに、予算の面においてもこうするのだから心配しないのだ、こういうはつきりした御答弁を願いたい。

○正力国務大臣 ちょっとと関連して。これまでお考えになつておつた。それをここで最近考え方があつたのか。少なくとも、大学の原子力の研究については、総理府としては予算の面で制約を加えないんだ、こういうふうにはつかり変られたのかどうか、この点を一つ明確にしていただきたい。

○正力国務大臣 初めからその点は変わりません。大学が研究することについてお答えしますと、結局問題は振り出しへ最初に成田委員が言われたようない点に関連してくると思うんです。というのは、原子力基本法の中に、原子力委員会という項を当然うたわれるわけでしょう。そして、その中に、この目立つておられるところの原子力の研究に使ら予算は、従来通り文部省一本でもつてやつてくるのでござりますから、大学における原子力全般に関する研究に何らの拘束、支障を来たさることは私はなと思ひます。

○正力国務大臣 先ほど申し上げました通りに、原子力に関する委員会を設けまして、十分な審議を遂げた上で結果を出すなくちやならぬ、こういうふうに思ひますが、そういうお考へがあるかないか、そこを心配して申し上げて、それで、たゞ、希望として自分はこう考へておられるといふんじやなしに、予算の面においてもこうするのだから心配しないのだ、こういうはつきりした御答弁を願いたい。

又は役務の供与は、この協定に基いては行われないものとする。」ですか、一切秘密資料等、これらはございません。

ら一ち秋葉資本といふものはないのです。もしそこにあるとすれば、灰をそのまま送り返すというだけに限定されておるものと解釈いたしております。

○成田委員 取り扱いについては、国内法でおやりになるというのですが、御承知のように条約は法律に優先するも

のですから——今度の協定は、単なる六キログラムに関する通報だけでなし、これと受けへれる二三件つて、

いろいろ研究する、そして新しい発明発見もできる。そういうものについても通報の義務があるのかどうか。たとい国内法でないと言つても、協定がその趣旨ならば、協定の方が優先するわけです。から、この通報の義務をその他協定に書いてあることは、事六キログラムの濃縮ウランに関するものか、それともそれを契機として研究発明が行われる、それに対しても通報の義務が生ずるのかどうか、これをお聞きしておるわけです。

○齋藤政府委員 この原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本政府とアメリカ合衆国との間の協定といふものを数回繰り返して見ましたけれども、これは、單に、ここに明記しておきます通り、ウラニウム二三五、六キログラムに限る、常に六キログラム以上に出てはいけないと、いうことが規定されておるのであります、この六キログラムのウラニウム二三五を賃貸するという問題に限つての双務協定でございまして、それ以外には何らのアメリカの規制を受けることはないと考えております。

○成田委員 齋藤さんの権威を傷つけられたわけではありませんが、今の齋藤さんの御答弁でよろしうござりますね。正力大臣から御答弁願います。

○正力国務大臣 いいと思います。ト
うがす。（笑声）

○成田委員 それから、秘密事項がな
いと言われたのですが、細目協定とい
うものを協定に付隨しておやりになりますか。

○齋藤政府委員 それは当然細目協定
があると思います。それは、ウラニウ
ム二三五、一グラムを幾らにすると
か、その運賃をどうするとか、そういう
細目協定は当然あるべきだと思うの
であります。

○成田委員 そうしますと、安保条約
から行政協定にいつたようなああいう形
の協定には一応秘密事項はないとい
つていて、細目協定の線で秘密事項
が出るというようなことは絶対ないと
考えてよろしくござりますか。

○齋藤政府委員 どうも、どの程度まで
で責任ある御答弁ができるかわかりま
せんが、私の考え方から申しますと、
ウラニウム二三五というものはもうす
でに世界的に秘密の保ちようがないと
これはあまりに通俗的なものであつ
て、ウラニウム二三五の利用というも
のはもう一般的に商品化されたもので
ある。ウラニウム二三五に秘密を保
うと思つても秘密の保ちようがないと
私は考えております。従いま
して、このウラニウム二三五、六キロ
グラムの貸貸の双務協定の細目には、
そこには商取引上の細目協定に類似す
るものはあるかもしれませんけれども、
将来両国間において問題となるよ
うな秘密というものは私はあるべきは

○成田委員　もわかりませんはうして申し上玉
て、発展して、何ものか細目はなないかどうう思
はなくして、二三五にようはん議政府はんはん

の三五に
せんが、先
りげているよ
うに、この点
を規定して原
子力の

う。従つ
、私はか
す。
閑しては
ほどから
うに、そ
とか、そ
されるお
お尋ねし
は、ウラ
発電を行
研究を行

ようによく細かい心配をされからういうふうなのは、アメリカのところでは、聞かれて、おもにその試験で、その結果が、その人の心配をされたりするのであります。

以上の通り、初
めの御審
査が終了いた
る所まで、本
件は黒森政
府委員会に付
け合せられま
す。そこでこ
そお話をうか
がうる所とす
べて、お手数を
おかけする所と
なります。

ニウム受け
世話願う、こ
の点について
あつたと私は
議の結果、口
この交換公
めは第九条を
ざいますが、
か。

交換公文
入れに伴つ
電について
こういうよ
は記憶して
はどうお
こはど
御
公文は、
に規定され
これは、
日本といた

○有田委員君の御質問はほとんどあるので、そろ
○成田委員が、日本が相談に乗つ
日本が希望する
アメリカか
といううのが
いふ表現に

長成田君
があるので
あなたに御質
そろいかが
てやろう。
今の交換
希望すれば
は、安保条
なつておる
する、しない
ら一方的に
現状じやを

すが、きよと聞を許して、いざんのうへよう。もう一人星のうへよう。

言われましたので、この点を最後にお聞きしたいと思うのです。交換公文について、今度のウラニウム受け入れに伴つて、日本の将来の原子力発電について、アメリカからお世話を頼り、こういろいろな交換公文があったと私は記憶しておりますが、その点についてはどうお考えになりますか。

本の原子力態勢を確立しなければいかぬ、あくまでも原子力問題は日本の力において日本の将来を律すべき漸勢を急速に駆致しなければいかぬといふことで、原子力問題は、臨時国会の会期のわざかなことをも顧みませず、何かこの臨時国会において態勢を確立していただきたい、さように考えておるのでございまして、御質問の交換公文は日本から要求してつけたのだなどといふことに対しましては、私は何ら固知りたしておりません。

な点があると大臣はお考えになつてい
らっしゃいますか。

○正力国務大臣 アジア・センターを
持つてきたいということは、國民も希
望し、私どもも非常に希望しております
した。ところが、今まで、日本は、何
しろ法案もああいふうな状態だし、
すべてが整うておらぬことも原因した
のだと思いますが、日本の方は、フィ
リピンとかセイロンに比べると、技
術的にずっと進歩しております。だから
ら、公平に見て日本に持つてくるのが
一番だと思っておりますが、そこであ

法をもつて——直接アメリカの方に言
うことや、大使館を通ずる方法もある

せひこれを日本に持つてくるよう、これは日本の権威にもかかわろうと思ひますので、どうぞこの上とも一つ御奮発を願いたいと思います。

○有田委員長 保科善四郎君。
○保科委員 大臣に御質問いたしましたら
と思ひますが、原子力アジア・セント
ターがフィリピンに設けられる可能性性
が非常に多くなつたという新聞報道を
見たのでありますか、何かこれに関する
情報がござりますか。

○正力國務大臣 原子力アジア・セン
ターを日本へ持つてきたいと思つて
おりましたが、残念ながら、今の見通
しとしてはフィリピンの方が非常に有
力になつていまして、現に新聞紙の報
ずるところによりますと、フィリピン
に決定したということであります。し
かし、私は決定したものは思つてお

りません。なお一つ外務省を通じて最後の努力をしたいと思っております。

非常にいい。だから、一つ、原子力基
通るとなりますれば、外国に対しても
まり、ことに共同提案で原子力法案が
か、とにかく今の状態ではフィリピン
が最も有力になつています。しかし、
できるだけ今後なお努力いたします。
そこで、一日も早く今度の法案でもき

本法なりました設置法も一日も早くできて、日本はこれほど準備しているなどと
いうことを見せたいと思います。今まで
でこういうことができなかつたことが、
が、確かにこちに持つてこれなかつた
た一つの原因だと思います。そういう
わけですから、法案の一日も早く通る
ことを希望いたします。

○保科委員 私は今の大原のお考えに非常に同感なんですが、實際何かわけのわからぬことを言つてゐるから、日本を離けるようなことになる空気がアメリカにできたのじゃないかと思ひます。しかし、超覚派的にこの原子力の問題に対して大いに馬力をかけようと、いう、もうすでにそういう気持になつております、こういう法案も提案されてゐるわけですから、一つぜひあらゆる方

○有田委員長 他に御質疑はございませんか。
せんか。——なければ、本連合審査会
はこれにて散会いたします。
なお、科学技術特別委員会の方々に
申し上げますが、本日定刻より本会議
がありますので、本会議散会後委員会
を開きたいと思つておりますから、御
了承願つておきます。

午後等時三十四分散会

Digitized by srujanika@gmail.com

